

簡易生命保険契約の平成26年度契約者配当の実施について

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構は、保険料の算出方法書の変更について、本日、総務省からの認可を受け、簡易生命保険契約に対する平成26年度の契約者配当を、次のように実施することにしました。

1 概要

平成26年度の契約者配当として、2,311億円を分配することとし、平成26年4月1日以降の契約者配当に適用します。

なお、契約者配当金の例は、別紙のとおりです。

2 配当基準

基本契約・特約ごとに次に掲げるアからエの合計額に、オの額を加算した額を分配します。ただし、アからエの合計額がマイナスとなる場合は、オの額とします。

ア 死差配当	危険保険金等に死差配当率を乗じた額 例：平成16年9月加入契約の死差配当額（危険保険金100万円あたり） （普通養老保険（10年満期）、加入年齢40歳） <table border="1"><tr><td>男性</td><td>820円</td></tr><tr><td>女性</td><td>250円</td></tr></table>	男性	820円	女性	250円
男性	820円				
女性	250円				
イ 特約支払差配当	特約保険金に特約支払差配当率を乗じた額 例：平成16年9月加入契約の特約支払差配当額（特約保険金100万円あたり） （疾病傷害入院特約、加入年齢40歳） <table border="1"><tr><td>男性</td><td>2,900円</td></tr><tr><td>女性</td><td>1,930円</td></tr></table>	男性	2,900円	女性	1,930円
男性	2,900円				
女性	1,930円				
ウ 費差配当	保険金に保険金比例費差配当率を乗じた額と保険料に保険料比例費差配当率を乗じた額の合計 例：平成16年9月加入契約の費差配当額 （普通養老保険（10年満期）、加入年齢40歳、保険金100万円） <table border="1"><tr><td>男性</td><td>3,829円</td></tr><tr><td>女性</td><td>3,816円</td></tr></table>	男性	3,829円	女性	3,816円
男性	3,829円				
女性	3,816円				

エ 利差配当	責任準備金に利差配当率を乗じた額 [利差配当率：次の配当利率と加入時の予定利率との差] <table border="1" data-bbox="496 248 1366 331"> <tr> <th>経過年数</th> <th>1年</th> <th>2年</th> <th>3年</th> <th>4年</th> <th>5年</th> <th>6年</th> <th>7年</th> <th>8年</th> <th>9年</th> <th>10年～</th> </tr> <tr> <td>配当利率(%)</td> <td>0.69</td> <td>0.74</td> <td>0.85</td> <td>0.93</td> <td>1.01</td> <td>1.09</td> <td>1.16</td> <td>1.23</td> <td>1.25</td> <td>1.27</td> </tr> </table>	経過年数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年～	配当利率(%)	0.69	0.74	0.85	0.93	1.01	1.09	1.16	1.23	1.25	1.27
経過年数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年～													
配当利率(%)	0.69	0.74	0.85	0.93	1.01	1.09	1.16	1.23	1.25	1.27													
オ 配当利息	既に分配された積立配当に配当利殖率を乗じた額 配当利殖率：0.40% (参考) 年ごとの効力発生応当日後の配当利殖率：0.41% 注：財形商品、確定拠出終身年金保険については、「年ごとの」を「4月の月ごとの」に読み替えて、配当利殖率を適用します。																						

なお、既に約款でお約束している契約者配当については、引き続き実施します。

注 既に約款でお約束している契約者配当とは、昭和59年9月に保険料の改定(引下げ)を行った際、保険料改定前後における契約間の公平性の観点から、昭和59年8月以前の契約に対し、保険料率の調整として行うこととした配当等です。

電話でのお問い合わせ先：かんぽコールセンター 電話：0120-552-950 受付時間：平日 9:00～21:00 土日休日 9:00～17:00 (1月1日から3日を除きます) ※携帯電話・PHSからもご利用いただけます
--

契約者配当金の例

1 養老保険等

満期年月	平成 26 年 9 月
加入年齢	40 歳
満期保険金額	100 万円
付加する特約	災害特約及び疾病傷害入院特約

保険種類	性別	月額保険料	当年度分配額	満期時支払 配当金額	(参考) 仮に前年度の配当基準を そのまま適用した場合	
					当年度分配額	満期時支払 配当金額
		円	円	円	円	円
普通養老保険 (10年満期)	男性	9,300	4,934	31,964	6,001	33,031
	女性	9,170	3,833	26,739	4,903	27,809
普通養老保険 (15年満期)	男性	6,160	3,975	17,218	3,796	17,039
	女性	5,990	2,692	12,172	2,663	12,143
普通定期保険 (10年満期)	男性	930	4,740	20,309	4,884	20,453
	女性	740	3,078	13,526	3,136	13,584
特別養老保険 (10年満期2倍型)	男性	10,120	9,496	51,269	10,671	52,444
	女性	9,820	6,742	39,301	7,835	40,394
特別養老保険 (10年満期5倍型)	男性	12,600	23,171	109,225	24,673	110,727
	女性	11,750	15,439	76,958	16,601	78,120
学資保険 (15歳満期)	男性	5,910	1,416	8,170	1,416	8,170
	女性	5,780	876	5,425	846	5,395

- 注 1 普通定期保険の分配額は、死亡保険金額 100 万円（ただし、加入できる最低保険金額は 200 万円）の場合です。
- 2 学資保険の加入年齢は、被保険者 0 歳、契約者 40 歳の場合で、契約者の性別は被保険者と同じ場合です。
- 3 特約は、基本契約の加入時に付加した場合です。
- 4 特約保険金額は 100 万円（特別養老保険は 2 倍型 200 万円、5 倍型 500 万円）の場合です。
- 5 表中の配当金額は、請求時支払がないものとして算出した場合です。

2 終身保険

加入年月	平成 16 年 9 月
加入年齢	40 歳
保険金額	100 万円
付加する特約	災害特約及び疾病傷害入院特約

保険種類	性別	月額保険料	当年度分配額	当年度を含む 配当金額累計	(参考) 仮に前年度の配当基準を そのまま適用した場合	
					当年度分配額	当年度を含む 配当金額累計
		円	円	円	円	円
普通終身保険 (60歳払込済定額型)	男性	6,720	4,347	24,696	5,019	25,368
	女性	5,940	2,975	18,355	3,545	18,925
普通終身保険 (60歳払込済2倍型)	男性	5,280	4,077	21,447	4,556	21,926
	女性	4,560	2,613	14,941	2,984	15,312
特別終身保険 (60歳払込済)	男性	7,230	4,331	25,257	5,056	25,982
	女性	6,610	2,998	19,214	3,644	19,860

- 注 1 平成 26 年度の年ごとの効力発生応当日に死亡した場合の金額です。
- 2 特約は、基本契約の加入時に付加した場合です。
- 3 特約保険金額は、100 万円の場合です。
- 4 2 倍型普通終身保険は、死亡保険金額 100 万円（保険料払込期間満了後の死亡保険金額は 50 万円）の場合です。
- 5 表中の配当金額は、請求時支払がないものとして算出した場合です。